

## 令和5年度HYOGO人権啓発動画コンテスト実施要綱

### (目的)

第1条 近年、多様化・複雑化する人権問題への県民（特に若年層）の関心と認識を深めるため、学生等が制作した人権啓発映像作品を広く募集するとともに、優秀作品を啓発教材として活用することにより、広く県民の人権意識の普及・高揚を図る。

### (作品テーマ)

第2条 作品テーマは、「インターネットによる人権侵害の防止」とする。

### (選考の方法)

第3条 賞の選考は、次の審査を経て行う。

#### (1) 予備審査

著作権、肖像権、各種法令及び応募要領が守られており、人権問題に関する動画として適切なものであるかの審査

#### (2) 本審査

人権啓発や広報に関する専門家で構成する審査委員会による審査

### (選考の基準)

第4条 受賞者の選考は、次の基準に基づき審査して行う。

- (1) 本コンテストの趣旨に沿った、人権侵害の防止に資する内容であること
- (2) 視聴者が惹きつけられ、啓発効果が期待される内容であること
- (3) 視聴者の動機付けになる内容であること
- (4) 著作権、肖像権等の法令及び応募要領が守られていること

### (賞の決定)

第5条 受賞者は、審査委員会が前条に規定する基準に基づき選考し決定する。

2 審査委員会の設置及び運営については別に定める。

### (贈呈の方法)

第6条 賞状及び副賞を贈呈して行う。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。